

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1309	一般廃棄物の溶融固化物の利用の特例事業	平成10年3月26日付け生衛発第508号厚生省生活衛生局水道環境部長通知の特例の通知である「構造改革特別区域における「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施」に係る用途の特例措置について(通知)(平成18年3月28日付け環廃対発第060328001号)」の内容に適合する一般廃棄物の溶融固化物の用途について、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に限り、市町村が自ら発注した公共建設工事として行う地中空間の充てん利用についても廃棄物の処分に該当するものではないこととする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進に係る通知の一部改正について」(平成21年10月2日付け環廃対発第091002001号)	平成21年10月2日施行 (実施済)	環境省